

平成 29 年 4 月 1 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（委託訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び宮城県並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部（以下「機構」という。）が一体となって、求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、宮城県における公共職業訓練と求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施に関する重要事項を定めたものである。

実施にあたっては、宮城県、宮城県教育委員会、宮城労働局の三者で締結した「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」の趣旨を踏まえ、労働力人口の減少が見込まれる中で、地域の発展に不可欠な分野等の産業に、円滑な人材供給ができるものとなるよう、地域事業主のニーズに対応した公的職業訓練の実施に努め、若者等の地元就職及び定着の実現に資するものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定を行うことができる。

2 公共職業能力開発施設の設置状況等

(1) 県内には、公共職業能力開発施設として、高等技術専門校（5 校）及び宮城職業能力開発促進センター（以下「ポリテクセンター宮城」という。）、東北職業能力開発大学校（以下「ポリテクカレッジ」という。）及び宮城障害者職業能力開発校（以下「宮障校」という。）が設置されている。

(2) 高等技術専門校は、地域の実情を踏まえた訓練で、主として、短期課程（6 ヶ月）の求職者向け訓練及び普通課程（1・2 年課程）の学卒者向け訓練を実施している。

(3) ポリテクセンター宮城は、多賀城実習場及び名取実習場において、主にものづくり分野で、民間教育施設では実施困難な訓練を実施することとしている。

なお、多賀城実習場では、電気・電子系と居住系の訓練を名取実習場では、機械系の訓練を実施している。

(4) ポリテクカレッジは、地域ニーズを踏まえて、生産技術を担う専門的な人材育成（専門課程）を行うとともに、専門課程修了生等を対象とした生産技術・生産管理部門の人材育成（応用課程）を実施している。

(5) 宮障校は、障害者を対象とし、障害種別に配慮した訓練を実施している。

(6) 委託訓練及び在職者訓練の実施について

公共職業能力開発施設では、上記訓練に加え、民間事業者に職業訓練を委託、実施するとともに、企業の従業員に対する専門的な人材育成を実施することが困難な事業主等のニーズに応えるため、当該施設の設備等を活用した在職者訓練を実施している。

① 委託訓練については、IT、OA事務、介護、医療事務等、人材不足分野、成長が見込まれる分野について、充実を図ってきている。

② 在職者訓練については、機械系、電気・電子系、居住系など既存の設備等を活用した職業訓練を実施している。

3 労働市場等の動向

(1) 宮城県においては、震災により石巻所及び気仙沼所管内で人口減少が著しい地域がある一方で、仙台所及び大和出張所管内については、人口が増加している状況にある。

(2) 平成19年（リーマンショック前）との労働市場の比較

① 主要産業別新規求人は、平成19年にはサービス業の割合が30%を超え、次いで、卸・小売業、製造業、医療・福祉、建設業の順だったが、平成28年では、医療・福祉が最も多くなり、次いで、サービス業、卸・小売業、建設業、製造業となっている。

ア 県北部（築館所管内及び隣接地域）及び県中央部（大和出張所管内及び隣接地域）においては、宮城県の産業政策を踏まえた自動車関連企業が進出しており、ものづくり分野への人材ニーズの高まりから、人材供給不足が懸念される。

県南部地域（大河原所管内及び隣接地域）においては、電気関係企業で生産活動が低調となっている。

イ 医療・福祉分野については、仙台圏を中心に、老人介護福祉施設の増設・新設等の動きが活発で、採用活動が長期化しており、人材不足状態が継続している。

ウ 建設業については、公共投資や設備投資が高い水準にあることから、有資格者を中心に人材ニーズの高まりが継続している。

② 安定所別の新規求職者数、新規求人数、有効求人倍率の状況

ア 新規求職者数は、全ての安定所において減少している。

イ 新規求人数は、大河原所だけが減少している一方で、気仙沼所及び大和出張所の増加幅が大きい。

ウ 有効求人倍率を見ると、平成 19 年は仙台所だけが 1 倍を超えていたが、平成 28 年では仙台所、石巻所、築館所、気仙沼所、大和出張所が 1.5 倍を超え、大河原所、塩釜所が 1 倍を下回っている。

平成 28 年 12 月では、大河原所が 1 倍を下回っており、製造業を中心に生産活動が回復し切れていない。

4 訓練の実施状況と課題

(1) 平成 28 年度の訓練実施状況についてみると、全国的には、受講者の確保が困難な訓練コースも見られ、開講率や定員充足率の低下が見られている。宮城県内の公的職業訓練においても、開講率、定員充足率及び就職率が低い訓練コースがあり、また、求職者支援訓練（実践コース）の就職率は定められた目標値を下回っている。

平成 28 年度の職業訓練の受講者数(※)は次のとおり

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練) 1,528 人
- ・ 求職者支援訓練 433 人(平成 28 年 12 月末現在)

※ 受講者数について、公共職業訓練(離職者訓練)は機構が平成 28 年 11 月末まで、宮城県は 12 月末までの実績である。

平成 28 年度の職業訓練の就職率(※)は次のとおり

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練) 施設内訓練 84.7%
委託訓練 79.7%
- ・ 求職者支援訓練 基礎コース 60.7%
実践コース 55.4%

※ 就職率について、施設内は宮城県及び機構ともに平成 28 年 9 月末まで、委託は宮城県が 8 月末まで、支援訓練は 6 月末までに修了した訓練の 3 カ月後の実績である。(速報値)

なお、支援訓練は雇用保険適用就職率で計上している。

(2) 公的職業訓練の実施等に係る主要な課題について

- ① 高等技術専門校は、県内全域がカバーできる配置となっているが、訓練施設の老朽化等が見受けられる。
- ② 委託訓練については、地域ニーズに対応した柔軟な見直しが可能であるが、公共職業能力開発施設の施設内訓練については、見直しに時間を要する現状にある。
- ③ 宮城県の産業政策の方向性を踏まえた人材ニーズ
 県の産業政策の中心に自動車関連産業などものづくり分野が置かれている状況を踏まえ、女性、若者や非正規労働者をターゲットとした職業訓練による高付加価値を生み出す人材へのスキルアップを図り、ものづくり分野への就業を促進していくことが重要となっている。
- ④ 地域の雇用状況改善等のための人材ニーズ
 ア 石巻所管内及び気仙沼所管内については、人口減少による労働力不足の影響が地域の発展に大きな影響を与える恐れがある。新規学卒者の地元就職促進のため、キャリア教育などの人材育成施策を活用した取組みの実施が考えられる。
 イ 県南部地域については、新規求人数の増加が見られず、求職者が滞留している状況にある。求職者の雇用による吸収を図るため、成長が見込まれる分野を的確に把握し、新たな訓練コースの設定を図る必要がある。
- ⑤ 公的職業訓練の訓練規模、分野及び実施時期を一体的に調整し、訓練機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく必要がある。新たな訓練の実施には、予算確保や設備の充実など、相当な期間を要する場合があります。地域ニーズに対応した訓練を実施していくためには、宮城県、宮城労働局及び機構の連携をより緊密、強化していくとともに、当該訓練計画（案）の策定に当たっても、スケジュール等の見直しが必要となっている。
- ⑥ 政府が掲げる「ニッポン一億総活躍社会」及び「働き方改革」において、若者の雇用の安定や女性の活躍促進のため、更には、企業の労働生産性向上につながる人材育成のツールとして、公的職業訓練に求められる役割は、非常に重要となっている。

5 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 重点等

ア ポリテクセンター宮城で実施する訓練については、ものづくり分野での女性の活躍促進を目指し、新たに女性専用科である「CADものづくりサポート科」を開設する。

また、建築関係分野においては、建設機械運転、建築設備CAD、建築躯体

体工事等求人ニーズを取り入れた訓練カリキュラムの見直しを行った。

イ 委託訓練については、子育て中の女性等の就労を促進するため、1日あたりの訓練時間を通常より短くした「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」を増やし、実施地域を拡大した。また、人材不足が課題となっている福祉分野の人材育成のため、介護福祉士及び保育士養成の資格取得コースを拡充するとともに、日本版デュアルシステムによる介護分野の短期訓練を引き続き実施する。

ウ 託児付き訓練コースの設定

- ・ ポリテクセンター宮城で実施する訓練については、全て託児付きコースとする。
- ・ 委託訓練では、子育て中の女性等の再就職を促進するため、育児等両立コースなど6コースを託児付きコースとする。

エ 公共職業能力開発施設で実施する訓練については、より求職者の就職促進など地域の人材ニーズに即した訓練となるよう、平成29年度においても調査・検討を継続していく。

② 対象者数等（宮障校除く）

対象者数は、定員2,435人（高等技術専門校75人、ポリテクセンター宮城673人、委託訓練1,687人）とする。

就職率は、施設内訓練80%以上、委託訓練75%以上を目標とする。

(2) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 対象者数等（宮障校を除く）

対象者数は、定員2,575人（高等技術専門校305人、ポリテクセンター宮城910人、ポリテクカレッジ1,360人）とする。

② ポリテクセンター宮城については、受講者数420人、満足度（受講者及び事業主）95.0%以上を目標とする。

③ ポリテクカレッジについては、受講者数520人、満足度（受講者及び事業主）は、95.0%以上を目標とする。

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

対象者数は、入学定員480人（高等技術専門校300人、ポリテクカレッジ180人（専門課程95人、応用課程85人））とする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 宮障校の施設内訓練は定員100人とする。

② 委託訓練は定員52人とする。

③ 在職者訓練は定員10人とする。

6 計画期間中の求職者支援訓練の対象者数等

(1) 重点等

- ① 基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を31%、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を69%とする。
 なお、基礎コースにおいて、小型移動式クレーン・フォークリフト・車両系建設機械・玉掛けに係る技能講習をカリキュラムとした建設人材育成コースの設定を可能とする。
- ② 医療事務系及び情報系の訓練については、ニーズが減少していることから最低限の実施とし、人材不足分野である介護分野の割合を高める方向で調整する。
- ③ 地域ニーズ枠は、実践コースのみで設定する。石巻地域又は気仙沼地域で実施する訓練とすることとし、新規参入か否かは問わないこととする。
- ④ 基礎・実践の両コースとも、育児等を行っている者に対して、通常より短い訓練時間や託児サービス付きのカリキュラムの設定を可能とする。
- ⑤ 認定単位期間は1ヶ月とするが、求職者に訓練情報を効果的に提供するため、3ヶ月ごとの認定について検討する。

(2) 対象者数等

- ① 740人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,190人を上限とする。
- ② 雇用保険適用就職率は、基礎コースで55%、実践コースで60%を目標とする。
- ③ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース・分野	28年度		29年度	
	人員	割合	人員	割合
基礎コース	490人	31.0%	370人	31.1%
実践コース	1,090人	69.0%	820人	68.9%
介護系	370人	33.9%	290人	35.4%
医療事務系	60人	5.5%	45人	5.5%
情報系	55人	5.0%	40人	4.9%
営業・販売・事務系	250人	22.9%	200人	24.4%
その他、成長分野、人手不足分野 （農業、環境、観光、建設など）	295人	27.1%	200人	24.4%
地域ニーズ枠	60人	5.5%	45人	5.5%

※ 上記のうち、新規参入枠は基礎コース20%、実践コース20%とする。

※ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、宮城労働局

及び機構宮城支部のHPで周知する。

※ 余剰定員の取扱い

実践コースの全国共通分野（介護、医療事務、情報）において、認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「他の分野」への振替を可能とする。

ある認定単位期間において、認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、次期以降の認定単位期間の同一分野への振替を可能とする。なお、第4・四半期においては、基礎・実践間及び実践コースの他の分野への振替を可能とする。

7 公的職業訓練の実施に当たり関係機関が留意すべき事項等

(1) 計画的で実効ある職業訓練の推進に資するため、平成 29 年度においても宮城県地域訓練協議会を開催する。開催に当たっては、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力を得ていくこととする。

- ① 訓練協議会における意見等が、地域の訓練実施により一層活かされるよう、宮城県、機構及び労働局において、調整等を進めることとする。
- ② 宮城県、機構及び労働局の担当者による作業部会を開催し、訓練内容の検討、職業訓練の実施状況等のフォローアップを行う。

平成 29 年度においても、人材ニーズに対応した訓練が実施されるよう、調査等の結果を訓練協議会に報告することとする。

- ③ 訓練協議会における検討結果に基づいて、新たな訓練や関連施策が適切に実施されるよう、関係者への働きかけを行うこととする。

(2) 訓練受講者に対する適切な訓練の実施及び就職支援の充実

- ① ハローワークにおいては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施などを通じて、求職者の能力及び適性に応じた訓練コースへの誘導ができるよう支援する。

また、求人ニーズに対応したターゲットを絞った求職者の選定など政策を意識した能動的なあっせんを行うものとする。

- ② 訓練実施機関においては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び訓練成果の評価の確実な実施により、就職意欲の喚起や円滑な就職活動が開始されるよう働きかける。

- ③ 訓練実施機関とハローワークが連携して就職支援を行うものとする。

ア 訓練実施機関は、独自の就職支援を実施する。

イ 訓練期間中については、各訓練実施機関が主体的に就職支援に当たることとし、必要に応じて、ハローワークと連携して、習得した知識・技術が活かされる求人情報の提供等を行うこととする。

ウ 求職者支援訓練の受講者については、ハローワークの指定来所日等にきめ細かな就職支援を行う。

エ 訓練終了までに就職先が決めなかった受講者については、訓練実施機関による独自支援のほか、ハローワークにおいても、積極的な就職支援を行う。

オ 訓練受講者に提供する求人情報は、雇用保険が適用される求人情報の提供を原則とする。

- ④ 求職者支援訓練修了後、公共職業訓練の受講による知識・技術の習得を希望する者については、関連する訓練情報を提供し、円滑な訓練受講に向けた支援を行う。